

〔H3025〕 消防法

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

1. 準耐火建築物とした延べ面積 $1,500\text{m}^2$ 、地上2階建ての共同住宅で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものについては、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
2. 地上3階建ての事務所で、各階の床面積が 300m^2 のものについては、原則として、3階に自動火災報知設備を設置しなければならない。
3. 各階から避難階又は地上に直通する2の階段が設けられた地上3階建ての工場で、各階の収容人員が100人のものについては、原則として、3階に避難器具を設置しなければならない。
4. 延べ面積 $6,000\text{m}^2$ 、地上5階建てのホテルについては、連結送水管を設置しなければならない。

〔H3025〕 正答 3

1. 正しい。共同住宅は、消防法施行令別表1(5)項ロに該当し、同法令11条1項二号及び2項により、主要構造部が準耐火構造で内装を難燃材料としたものは、延べ面積が $1,400\text{m}^2$ 以上(700m^2 の2倍)であれば、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
2. 正しい。事務所は、消防法施行令別表1(15)項に該当し、同法令21条1項十一号により、3階以上の階で床面積が 300m^2 以上の場合、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
3. 誤り。工場は、消防法施行令別表1(12)項イに該当し、同法令25条1項四号により、収容人員が3階以上の無窓階又は地階で100人以上、その他の階で150人以上の場合、原則として、当該階に避難器具を設置しなければならない。設問の3階は無窓階ではなく「その他の階」に該当し、150人未満なので、設置を要しない。なお、「避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階」については、同項五号を確認する必要がある。
4. 正しい。ホテルは、消防法施行令別表1(5)項イに該当し、同法令29条1項二号により、階数が5階以上で延べ面積が $6,000\text{m}^2$ 以上の場合、原則として、連結送水管を設置しなければならない。